

おくやみ手続きのご案内

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
亡くなられた方について、町役場での必要な手続きをご案内いたします。

主な手続き

町役場で行う主な手続きは以下の通りです。



健康保険・医療に関する手続き …後期高齢者医療・葬祭費の請求など
国民健康保険

健康増進課 ☎0877-49-8001



住民情報・年金に関する手続き …国民年金・マイナンバーカードの返納など

住民生活課 ☎0877-49-8002



介護保険・福祉に関する手続き …介護保険・障害者手帳など

保健福祉課 ☎0877-49-8003



税に関する手続き …原動機付自転車・住民税・固定資産税など

税務課 ☎0877-49-8004

お持ちいただくもの

お手続きを行う際には、以下のものを必ずお持ちください。

●申請者(相続人)の本人確認書類

以下A1点もしくはB2点

A・顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・旅券(パスポート)、在留カードなど

B・その他本人確認書類

健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・学生証・社員証など

●申請者(相続人)の認印

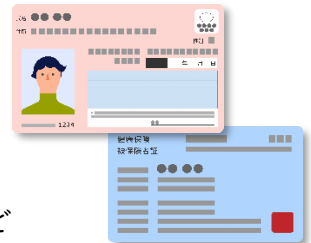
※スタンプ印は不可。

●申請者(相続人)の預貯金通帳またはキャッシュカード

※葬祭費の申請時は葬祭を行った方のものが必要。

●死体火葬許可証

納骨や改葬、お墓の建立時にも提出を求められる場合があります。



手続き詳細一覧

※本案内の1ページ目 **お持ちいただくもの** の欄に記載されたものを必ずお持ちください。

※亡くなられた方によって必要な手続きは異なります。下記を参照のうえ、ご不明な点は各担当課までお問い合わせください。



健康増進課

☎0877-49-8001

当てはまる場合

必要な手続き

必要なもの

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入している	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療被保険者証の返納手続き ● 葬祭費の支給申請手続き 葬祭を行った方に30,000円支給。 ※右記の<確認資料>に記載のある方が申請できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 後期高齢者医療被保険者証<確認資料> ・ 葬祭を行った際の領収書 ・ 会葬礼状 ・ 葬祭を行った方の口座がわかる通帳など
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者証の返納手続き ● 葬祭費の支給申請手続き 葬祭を行った方に50,000円支給。 ※領収書に記載のある方が申請できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者証 ● 国民健康保険被保険者証 ● 葬祭を行った際の領収書
<input type="checkbox"/> こども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障害者等医療受給者証を持っている	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療受給者証の返納手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども医療受給者証 ● ひとり親家庭等医療受給者証 ● 重度心身障害者等医療受給者証



住民生活課

☎0877-49-8002

当てはまる場合

必要な手続き

必要なもの

<input type="checkbox"/> 宇多津町で印鑑登録をしている	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑登録証の返納 亡くなられた時点で登録は廃止になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑登録証
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードを持っている	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードの返納 ※保険や相続の手続きなどでマイナンバーが必要な場合があります。 すべての手続きが完了した後で返納されることをおすすめします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードを持っている	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳カードの返納 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入または年金を受給している	<ul style="list-style-type: none"> ● 未支給年金・遺族年金・死亡一時金などの請求手続き ※亡くなられた方によって必要な手続きは異なります。 詳しくは以下へお問い合わせください。 日本年金機構 高松西年金事務所 ☎087-822-2840 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎年金番号がわかるもの (年金手帳・年金証書など)
<input type="checkbox"/> 宇多津町にてパートナーシップの宣誓をしている	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ宣誓証明書などの返還手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ宣誓証明書 ● パートナーシップ宣誓証明カード



保健福祉課

☎0877-49-8003

☑ 当てはまる場合	必要な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> 介護保険を受けている	● 介護保険被保険者証などの返納手続き	● 介護保険被保険者証(ピンク色) ● 介護保険負担割合証(緑色) ● 介護保険負担限度額認定証(白色)
<input type="checkbox"/> 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている	● 手当の資格喪失もしくは変更の手続き ● 未支払い手当請求の手続き	● 児童扶養手当証書(緑色) ● 特別児童扶養手当証書(ピンク色)
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている	● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返納手続き	● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳
<input type="checkbox"/> タクシー助成券を持っている	● タクシー助成券の返納	● 未使用のタクシー助成券
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証を持っている	● 医療受給者証の返納手続き	● 自立支援医療受給者証 ・精神通院医療(白色) ・更生医療(青色) ・育成医療(黄色)



税務課

☎0877-49-8004

☑ 当てはまる場合	必要な手続き	必要なもの
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(農耕作業用等)を所有している	● 納税義務者の変更手続き 当該原付などを引き続き使用する場合 ● 廃車の手続き 今後使用しない場合でも、廃車の手続きを行わなければ、引き続き軽自動車税(種別割)が課税されます。	● ナンバープレート(標識) ● 標識交付証明書 ※紛失していても手続き可能 ● 相続人であることがわかる戸籍謄本など
<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割) 125ccを超える二輪を所有している	四国運輸局 香川運輸支局 へお問い合わせください。 〒761-8023 香川県高松市鬼無町字佐藤20番地I ☎050-5540-2075	
<input type="checkbox"/> 軽自動車(三輪・四輪)を所有している	軽自動車検査協会 香川主管事務所 へお問い合わせください。 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲1258番地18 ☎050-3816-3122	
<input type="checkbox"/> 住民税	● 住民税の納付手続き 亡くなられた方の納税義務は、相続人に引き継がれます。 未納の住民税がある場合、相続人が納付する必要があります。	● 相続人であることがわかる戸籍謄本など ● 【相続放棄した場合】 相続放棄申述受理通知書または相続放棄申述受理証明書の写し
<input type="checkbox"/> 固定資産税	● 納税義務者の変更手続き 3か月以内に法務局での相続手続きが完了できない場合は、町役場での手続きが必要です。 ※この手続では不動産登記簿の名義は変更されません。法務局にて相続登記が必要です。	● 相続人であることがわかる戸籍謄本など ● 土地・家屋現所有者届 ● 【共有名義の土地・家屋を所有している場合】 共有代表者変更届 ● 【未登記家屋を所有している場合】 家屋補充台帳登録名義人変更届出書

火葬場で火葬を行う場合、以下の事項をご確認ください。

火葬場住所

宇多津町553番地1

副葬品

棺に入れることが可能なもの：生花・団子・小銭少々

※ダイオキシン類の発生や、火葬時間の延長による火葬炉の障害等を防ぐため、上記以外のものは棺に入れないう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ご遺体にペースメーカーなどが挿入されている場合は、火葬場係員に知らせてください。

出棺時の注意

- ドライアイスは出棺時に取り除いてください。
- 必ず死体火葬許可証をご持参ください。

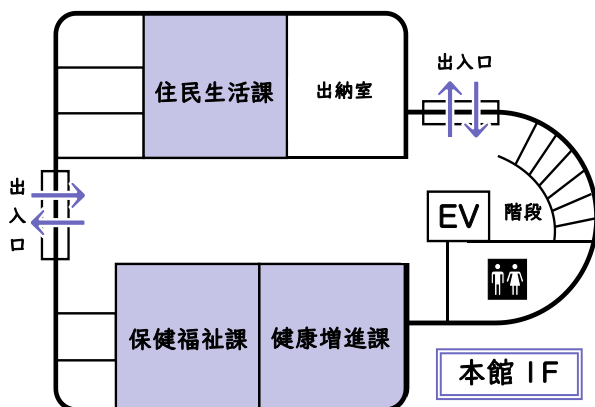
使用料

- 火葬場使用料 … 町民 無料
町民以外 50,000円
- 棺使用料 … 10,000円
- 霊柩車使用料 … 4,000円

お問い合わせ

本館 1階

- 健康増進課 ☎0877-49-8001
- 住民生活課 ☎0877-49-8002
- 保健福祉課 ☎0877-49-8003



本館 2階

- 税務課 ☎0877-49-8004

